

電話による再診・処方のご案内

鳥取県立総合療育センター
院長 汐田 まどか

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、施設内感染の予防のため、電話での再診・処方を行います。定期内服薬の処方を受けておられる方はご利用ください。
なお、今回の措置はあくまで臨時的なものであることをご了承ください。

○期間：令和2年4月15日より当面の間

○対象：当院で定期処方を受けておられる方で、電話での処方を希望される方

* 下記①～③に該当する方は、現在センターへの入館を制限させていただいておりますので、特に電話再診のご利用をお願いいたします。

- ①14日以内に海外渡航歴又は国内流行地への滞在歴がある方
- ②ご本人・同居する方が、濃厚接触者のため自宅隔離を要請されている方
- ③現在、発熱、咳、鼻水、味覚障害・嗅覚障害などの症状がある方

○利用時間

すでに次回の予約をお取りの方は、予約の時間で主治医が対応いたしますのでお申し出ください。

処方外来を利用される方は、下記の曜日・時間で対応いたします。

月	火	水	木	金
9～12時	9～12時	14時30分 ～17時	13～17時	13～17時

* 処方外来では当番医師による対応になります。医師は指定できません。

利用方法は裏面をご覧ください。

○利用方法

1) 電話再診の予約

お手元に診察券とお薬手帳をご準備のうえ、なるべく前日までに、下記の番号にてお電話いただき、「電話での薬の処方希望」とお伝えください。受付で以下の内容をお伺いします。

- ・ 患者さんのお名前、生年月日、患者番号
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 処方を希望する薬の名前

いったん電話をお切りし、主治医に電話再診での処方が可能か確認します。折り返しお電話し、処方可能な場合は電話再診時間を予約いたします。

2) お手元に診察券、おくすり手帳をご用意のうえ、指定されたお時間に下記の番号へお電話ください。コンサータ処方希望の方で、患者カードをお持ちの方は、患者カードとお電話される保護者の方の身分証明書（運転免許証など）をお手元にご用意ください。（診察状況によってはお待ちいただくことがありますのでご了承ください。）

電話では医師が患者さんの体調や最近のご様子を伺い、処方箋を発行いたします。処方日数は患者さんの状態、薬の種類によって異なります。原則として普段から処方されている薬のみ処方し、処方内容の追加・変更はできません。また患者さんの状況によっては電話での処方ができないことがあります。

処方箋は当院からかかりつけ薬局へFAXさせていただきます。

診察料は後日受診時に窓口でお支払いください。

3) 電話再診日を含めた4日以内に、かかりつけ薬局で薬をお受け取りください。

ドライブスルー利用など、薬の受け取り方につきましては、かかりつけ薬局にお問い合わせください。

* ご不明な点がございましたら、下記電話番号までお問い合わせください。

外来電話番号 0859-38-2158 (総合療育センター外来)

電話受付時間 14時～16時30分